

参考配布

平成 26 年 10 月 20 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5325、5335)

03(3502)5227 (夜 間)

有料職業紹介事業者に対する有料職業紹介事業停止命令

及び有料職業紹介業務改善命令について

標記について、岐阜労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、岐阜労働局が配布した資料です。

岐阜労働局 発表
平成26年10月20日(月)

担 当	岐阜労働局職業安定部職業安定課	
	需給調整事業室長	かわで 川出 裕一
	需給調整指導官	さこう 酒向 一人
	電話	058-245-1312
	FAX	058-245-3105

有料職業紹介事業者に対する有料職業紹介事業停止命令及び 有料職業紹介業務改善命令について

岐阜労働局（局長：佐々木秀一）は、下記のとおり、職業安定法に基づき有料職業紹介事業を営む有料職業紹介事業者に対して、本日、同法第32条の9第2項の規定に基づく有料職業紹介事業停止命令及び同法第48条の3の規定に基づく有料職業紹介業務改善命令を行った。

記

第1 上記命令にかかる有料職業紹介事業者について

1. 事業主氏名 ちば のりこ
千葉 典子
2. 事業所名称 岐阜マネキン紹介所
3. 事業所所在地 岐阜市真砂町12丁目19番地の2真砂町共同ビル4階
4. 許可番号 21-ユ-010003
5. 許可年月日 昭和59年7月1日

第2 処分理由及び処分内容

1. 処分理由

平成24年1月7日から平成26年5月20日までの期間、少なくとも4,339人日について、千葉典子と雇用関係にないマネキンと称する者の賃金計算及び賃金の支払いなど、それらの者の就業に関して支配的介入を行い、他社の指揮命令のもとに労働に従事させ、職業安定法第44条で禁止されている労働者供給事業を行ったこと。

2. 処分内容

(1) 職業安定法第32条の9第2項に基づく有料職業紹介事業停止命令について

平成26年10月20日から平成27年1月19日までの間、有料職業紹介事業の停止を命じる。

(2) 職業安定法第48条の3に基づく有料職業紹介業務改善命令について

- ① 職業紹介として平成26年10月20日までの間に実施されたもの及び平成26年10月20日において今後実施されることになっているすべてを対象として、職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合は、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検にあたっては、特に職業安定法第44条違反について重点的に点検すること。

- ② 上記（処分理由）の事項に係る職業安定法違反について、その発生の経過及びその原因を明らかにした上で、再発防止のための措置を講ずること。

- ③ 職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、確実な

方法により法令等職業紹介制度の理解の徹底を図るとともに、自らが実施する職業紹介事業の全体における遵法体制の整備を図ること。

< 参考条文 >

職業安定法(抄)

(定義)

第4条

6 この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第一号 に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

(許可の取消し等)

第32条の9

2 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(労働者供給事業の禁止)

第44条

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(労働者供給事業の許可)

第 45 条

労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

(改善命令)

第 48 条の 3

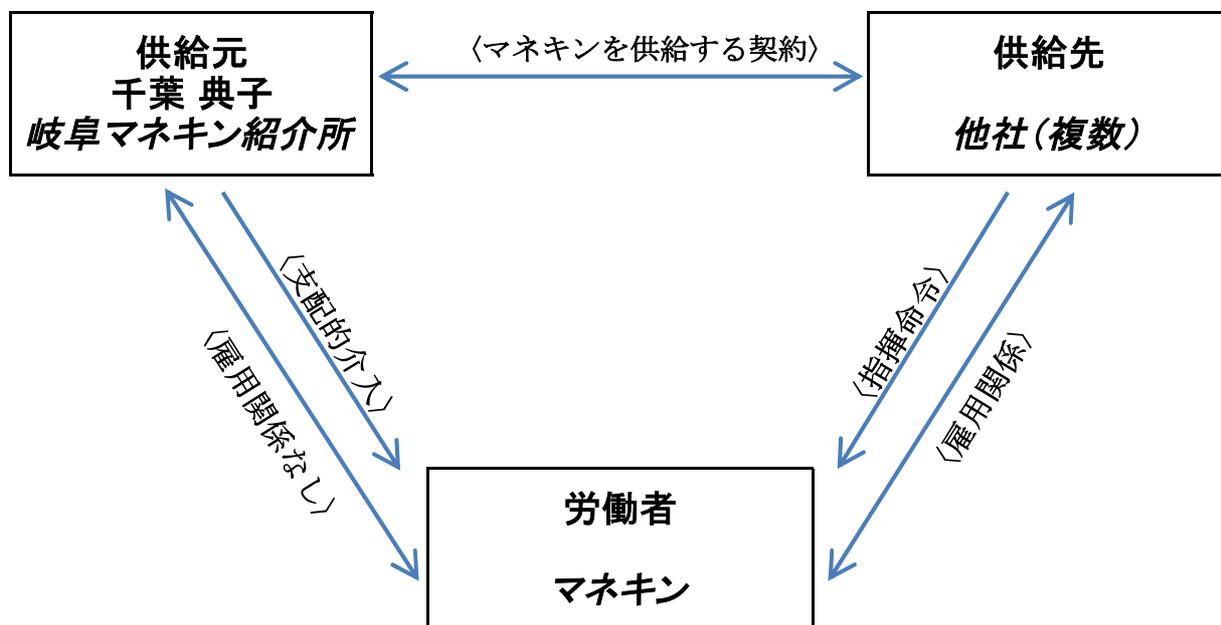
厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第 60 条

この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令の定めるところによって、職業安定主管局長又は都道府県労働局長に委任することができる。

労働者供給事業(本件の場合)



職業紹介事業とは

